

議案第 93 号

京丹後市国民健康保険条例及び京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の一部改正について

京丹後市国民健康保険条例及び京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）が公布され、本年 12 月 2 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市国民健康保険条例及び京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の一部を改正する条例

(京丹後市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 京丹後市国民健康保険条例（平成16年京丹後市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

(京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の一部改正)

第2条 京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例（平成29年京丹後市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に定める被保険者証」を「の規定による電子資格確認等により被保険者又は組合員であることの確認を受ける」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による京丹後市国民健康保険条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の施行の日以後において有効な被保険者証による給付の方法については、なお従前の例による。

京丹後市国民健康保険条例(平成16年京丹後市条例第149号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市国民健康保険条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第149号</p> <p>第1条～第13条 (略) (罰則)</p> <p>第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は</u>、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第15条～第17条 (略)</p>	<p>京丹後市国民健康保険条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第149号</p> <p>第1条～第13条 (略) (罰則)</p> <p>第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u> _____は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p><u>2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p>

国民健康保険条例及び子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の一部改正

1 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等（マイナンバー法等）の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和5年6月9日に公布され、1年6月以内に政令で定める日が施行日となった。令和5年12月27日公布の政令により、令和6年12月2日に被保険者証の廃止が施行されることに伴い、関係条例を改正するもの。

（1）京丹後市国民健康保険条例 【第14条】（罰則）

・国民健康保険法第9条の改正による項の変更と被保険者証の廃止に伴う変更

- ①国民健康保険法第9条の改正による項ずれ 第9項→第5項
- ②国民健康保険法第127条第1項の「同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められても応じない」の規定が削られるため、関係部分を削除。

・経過措置

施行の前にした行為及び被保険者証の交付を受けている世帯主が施行日以後に保険税を納付しない場合における被保険者証の返還については従来どおり

（2）京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例 【第6条】（給付の方法）

・被保険者証の廃止に伴い、マイナ保険証等を医療受給者証とともに保険医療機関等へ提示するに変更

【改正前】

保険医療機関等において医療を給付を受ける際に、医療保険各法に定める被保険者証とともに受給者証を提示しなければならない。



【改正後】

保険医療機関等において医療を給付を受ける際に、医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は組合員であることの確認を受けるとともに受給者証を提示しなければならない。

・経過措置

発行済の被保険者証は令和6年12月2日から1年後まで有効（有効期限がR7.12.1以前のものはその日まで）なのでそれまでは被保険者証の取り扱いは従来どおり

2 施行日

上記（1）（2）ともに 令和6年12月2日（被保険者証の廃止日）